

# (記入例) 出産前に提出する場合

東京都薬剤師国民健康保険組合

## 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届

※受付日付印

組合員の記号番号を記入してください

組合員の氏名・生年月日を記入してください

●産休取得者の組合員情報を記入してください。

A 産 休 取 得 者	被保険者証	記号	8 5	12	番号	34567
	組合員名	国保 花子			生年月日	昭和平成 61年 7月 1日
	出産予定年月日	令和 4年 6月 13日			出産種別	単胎・多胎 ※出産予定の子の人数が2人以上の場合に「多胎」を○で囲んでください
	産前休業開始年月日	令和 4年 5月 3日				
	添付書類	「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」の写し、または母子手帳(保護者の氏名の載った表紙)の写し等				
	以下の項目は、出産後に提出する場合のみ記入してください。					
出産年月日	令和 年 月 日	産後休業終了年月日	令和 年 月 日			
添付書類	「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」の写し、または母子手帳(出生証明欄)の写し					

●出産予定日または出産種別(単胎・多胎)が変更になったことにより、産前産後休業期間を変更する場合は、**出産予定日・産前休業開始年月日を記入してください。**

●最初に申し出を行った内容をA欄へ記入してください。

B 変 更	変更後の出産(予定)年月日	令和 年 月 日	出産種別	単胎・多胎 ※出産予定の子の人数が2人以上の場合に「多胎」を○で囲んでください
	産前休業開始年月日	令和 年 月 日		
	添付書類	「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」の写し		

●予定より早く産前産後休業を終了する場合に記入してください。

●最初に申し出を行った内容をA欄へ記入してください。

C 終 了	産後休業終了年月日	令和 年 月 日	提出年月日、事業所の郵便番号、所在地、事業所名、事業主名、電話番号を記入してください
	添付書類	「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」の写し	

●事業主組合員及び従業員組合員についてはD欄へ、個人加入組合員についてはE欄へ記入してください。

D 事 業 主 記 入 欄	上記のとおり産前産後休業取得者について、関係書類を添えて申出します。		
	令和 4年 4月 13日	〒 110-0013	
	事業所所在地	東京都台東区入谷 1-6-6-207	
	事業所名	(株)〇〇薬局	
	事業主名	東京 太郎	電話番号 03 (3874 ) 7411
	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 殿		

E 個 人 加 入 組 合 員 記 入 欄	上記のとおり、関係書類を添えて申出します。		
	令和 年 月 日	〒	
	住 所		
	組 合 員 名	電 話 番 号 ( )	
	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 殿		

### 【産前産後休業について】

●産前産後休業期間とは出産日以前42日(多胎の場合は98日)～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。

### 【届出について】

- 事業主組合員及び従業員組合員については事業主が、個人加入組合員については組合員が届け出して下さい。
- 産前産後休業を取得する組合員についてA・D(またはE)欄へ記入し、届け出してください。
- 最初に出産前にこの届を提出された場合は、出産後に別途この届に記入し、2回提出する必要があります。最初に出産後にこの届を提出した場合は、2回目の提出は不要です。

### 【添付書類について】

- 出産前・・・「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」の写し、母子手帳(保護者氏名の載った表紙)の写し、「妊娠届出書」の写し、主治医が発行した「母性健康管理指導事項連絡カード」の写し、のいずれか1つ。
- 出産後・・・「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届」の写し、または母子手帳(出生証明欄)の写し。
- 変更/終了・・・「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」の写し。ただし国民年金加入者の場合、添付書類不要です。

### 【変更/終了について】

- 出産予定日、出産種別(単胎・多胎)が変更になったことにより、産前産後休業期間を変更する場合はこの届のA・B・D(またはE)欄へ記入し、提出してください。
- 予定より早く産休を終了する場合は、A・C・D(またはE)欄へ記入し、提出してください。

### 【保険料について】

- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月から、終了日の翌日の属する月の前月分までとなります。
- 免除となる保険料であって、すでに納めてしまった保険料は、組合へお届きいただいている事業所(個人加入組合員の場合は、組合員)の口座へ還付します。